

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由及び内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正（令和元年12月4日公布）に伴い、使用料及び手数料条例を一部改正し、地域連携薬局認定申請手数料等を新設する。

これと併せて、使用料及び手数料条例施行規則を一部改正し、当該手数料を千葉県収入証紙で納入することを可能にする。

2 施行期日

令和3年8月1日から施行する。ただし、法律施行前に準備行為として申請・認定等が認められている事務に係る手数料については、令和3年7月21日から施行する。

3 意見公募手続きについて

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号に該当するため、意見公募手続は実施しないものとした。